

会計年度保護・援護生活相談員

募集要項

令和7年5月

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

この募集要項を
ご覧になる方へ

会計年度保護援護生活相談員の募集は**年齢不問**です。
意欲のある、多くの方の受験をお待ちしています。

次のいずれかの区役所において勤務する保護・援護生活相談員を以下のとおり募集します。

※配属予定区：北区、守山区

1 選考区分・採用予定人員・主な職務内容等

選考区分	採用予定人員	主な職務内容等
保護・援護生活相談員	2名	次の業務に従事していただきます。 【任用直後】 ① 市内の公園等に野宿する住居のない者等に対する、巡回相談、生活実態の把握、生活保護を始めとする福祉援護施策の説明及び関係機関との連絡調整に関する計画立案及び実施業務 ② 社会福祉事務所に来所した相談者等に対する、面接相談、生活実態の把握、生活保護を始めとする福祉援護施策の説明及び関係機関との連絡調整に関する計画立案及び実施業務 ③ その他社会福祉事務所長が必要と認める業務 【変更の範囲】 変更なし

※ 採用後の年度途中で異動することはありません。

※ 制度改正等により、上記以外の関連業務を行っていただく場合があります。

2 受験資格

次の(1)～(3)すべての要件を満たすことが必要です（年齢不問）。

(1) 次のいずれにも該当しない方

ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

イ 名古屋市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

ウ 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

エ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心身耗弱を原因とするもの以外）

(2) パソコン（主にMicrosoft Word・Excel）の基本的な操作ができる方

(3) 次のいずれかの要件を満たす方（令和7年4月22日時点）

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 社会福祉士資格を有する方② 精神保健福祉士資格を有する方③ 介護支援専門員資格を有する方④ 福祉事務所における相談業務、社会福祉事業における相談業務又は生活困窮者に対する相談業務の
従事経験が3年以上ある方 |
|--|

3 選考について



(1) 申込書類

履歴書	別添「履歴書」（両面印刷）を使用してください。 3か月以内に撮影された写真を所定の位置に貼付し、必要事項を記入してください。
論文	別添「論文試験 問題兼解答用紙」（両面印刷）に黒インク・黒色ボールペンを使用し、必ず受験者が自筆で記入してください。
資格確認書類	「2 受験資格」の(3)①②③に該当する方は、合格または登録していることが確認できる書類をA4サイズにコピーしてください。
受験票送付用封筒	定形サイズの封筒の表面に郵便番号・住所・氏名を記入の上、110円切手を貼ってください。

- ※ 申込書類に不備がある場合は受付できません。
- ※ 筆記した文字等を容易に消すことができるボールペンは使用しないでください。
- ※ 異なる選考区分及び同日に保護課が選考を行う会計年度任用職員（生活保護経理事務員）との併願はできません。

(2) 申込期間及び方法

令和7年4月23日（水）から令和7年5月7日（水）（必着）まで に
名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課へ郵送又は直接お持ちください。

- ※ 郵送の場合は、封筒の表面に「保護・援護生活相談員応募」と選考区分を朱書きしてください。

(3) 試験内容

選考	会場	日程	集合時刻	内容	配点
筆記試験	申込時に提出			論文	30点満点
面接試験	名古屋市役所西庁舎2階 西2A会議室 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号	5/13	受験票に記載	個別面接	60点満点

- ※ 各選考において得点が一定水準に達しない場合は総合得点に関わらず不合格となります。
- ※ 面接試験は申込者全員に実施します。
- ※ 異なる選考区分及び同日に保護課が選考を行う会計年度任用職員（生活保護経理事務員）との併願はできません。

(4) 受験票の発送

令和7年5月9日（金）以降に受験票を発送しますので面接試験日にお持ちください。

(5) 試験結果の通知

受験者全員に郵送で通知（令和7年5月16日以降に発送予定）し、選考結果発表日から約1週間、合格者の受験番号を名古屋市公式ウェブサイトにて掲載します。電話等による可否に関する問い合わせには一切お答えしません。

4 合格から採用まで

- (1) 任用期間は、令和7年6月1日から令和8年3月31日までとします（採用後1月間は条件付採用期間です）。なお、勤務実績に応じて翌年度も再び任用される可能性があります（再度の任用は4回まで）。
- (2) 受験資格がないことや申込書類に不正があることが判明した場合は、採用されない場合があります。
- (3) 合格者は成績順に採用候補者名簿に登載され欠員の状況に応じ逐次採用されます。よって、希望する勤務地以外へ配属する場合があります。また、採用候補者名簿に登載された人がすべて採用されるとは限りません。採用候補者名簿の有効期限は合格発表の日から令和8年3月1日までです。

5 試験結果の提供

試験の成績については、名古屋市個人情報保護条例第9条の規定に基づき、口頭で提供を申し出ることができます。提供は閲覧により行います。

請求できる人	開示内容	請求期間	請求方法
不合格者 又は不合格者の 委任による 代理人	・試験順位 ・得点 ・合格基準点	結果発表日からその 翌月同日まで （閉庁日の場合は 翌開庁日まで） 9：00～12：00、 13：00～17：00 （土・日・祝・振 替休日を除く）	【受験者本人の場合】 申込先において、運転免許証または個人番号カード等の身分証明書（写真付）を提示して口頭で申出てください。 【代理人の場合】 申込先において、①代理人の運転免許証または個人番号カード等の身分証明書（写真付）②不合格者の本人確認書類の複写物 ③不合格者の受験票または選考結果通知書 ④代理人の氏名及び住所、不合格者の氏名及び住所、委任事項並びに作成年月日の記載のある委任状 を提示・提出して口頭で申し出てください。

※ 開示請求は市役所（中区三の丸三丁目1番1号）への来庁が必要です。また、電話・郵便等による請求は受け付けません。

※ 必要提示書類（写真付の身分証明書等）に不足がある場合は開示できません。

6 勤務条件

報酬	保護・援護生活相談員 月額 174,680 円から 222,401 円（地域手当相当報酬を含む）の範囲で、基準学歴卒業後の経過年数に応じて決定、他に通勤手当に相当する費用弁償、特殊勤務手当（日額 400 円）、期末手当・勤勉手当等を支給 【報酬の例（月に 21 日勤務した場合）】 令和 7 年 4 月 1 日現在 <table><tr><td>高卒新卒（基準学歴）</td><td>高卒後 4 年</td><td>高卒後 12 年（上限）</td></tr><tr><td>183,080 円</td><td>201,777 円</td><td>230,801 円</td></tr></table>	高卒新卒（基準学歴）	高卒後 4 年	高卒後 12 年（上限）	183,080 円	201,777 円	230,801 円
高卒新卒（基準学歴）	高卒後 4 年	高卒後 12 年（上限）					
183,080 円	201,777 円	230,801 円					
勤務時間	保護・援護生活相談員 月曜日から金曜日までの午前 8 時 45 分から午後 3 時 45 分まで（※） ※配属先の状況により、午前 8 時 45 分から午後 5 時 30 分までの間において 1 日 6 時間（1 時間の休憩を除く）＜週 30 時間＞ ※年に数回程度、上記の勤務時間より始業・就業時刻が変わる場合がありますが、1 日 6 時間勤務は変わりません。						

休日	土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始（12月29日から1月3日まで）
休暇	年次休暇、産前産後休暇、健康サポート休暇（生理）、結婚休暇、忌引休暇、介護休暇等
社会保険	健康保険、厚生年金、雇用保険、公務災害補償あり

※給与関係の条例等の改正が行われた場合は、その定めるところによります。

7 個人情報の取扱い

採用選考に際して提出された書類等は一切返却いたしません。なお、採用選考において取得した個人情報は、採用選考及び採用に関する事務以外の目的では使用しません。

申込・問合せ先

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

〒460-8508

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号（市役所本庁舎1階）

電話：052-972-2552 FAX：052-972-4148

担当：脇田・加畑

○来庁の際は公共交通機関をご利用ください。

○来庁及びお問合せは、月曜日から金曜日（祝日及び振替休日を除く）の

午前9時から正午、午後1時から午後5時まで